

国会公契第 42 号
国官技第 259 号
国北予第 54 号
令和 4 年 1 月 31 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技術調査課長
北海道局
予 算 課 長
(公 印 省 略)

「出来高部分払方式の実施について」の一部改正について

今般改訂された「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成 23 年 8 月策定。令和 3 年 7 月改訂）等において、下請代金の支払に係る手形等のサイトについては 60 日以内とすることとされていることを受け、「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号）の一部を次のように改正する。
別添「出来高部分払方式 実施要領」6 中「90 日以内」を「60 日以内」に改める。